

# 令和3年度兵庫県私立学校生徒授業料軽減 臨時特別補助制度について

兵庫県では、経済的不況に起因する失業、倒産等の家計急変の理由から、授業料の負担が困難となられた方を対象に、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度を実施します。

申請を希望される場合は、学校へ申請してください。

なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

## 授業料軽減（臨時特別）を受けることができる人

### ◆ 対象者の条件

- 児童生徒が兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立小・中・高等学校・中等教育学校（いずれも通信制除く。）に、令和3年度に在籍していること。
- 保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者)が兵庫県在住であること。
- 令和3年1月から12月までの間に、保護者の失業、倒産等による家計急変が生じたこと（令和3年1月～3月までの間に家計急変した場合は、令和3年4月1日時点で急変状態が継続していること）。
- 保護者の前年収入と家計急変後の年収見込を比較し、収入区分(下表参照)が低くなること。  
 ※ 軽減される期間は申請した年度のみで、同一の事由で申請できるのは学校在籍中に1回のみです。  
 ※ 授業料軽減補助金(一般分)との併用はできません。

### ◆ 軽減される額

保護者全員（合算）の令和3年度（令和2年分）市(町)県民税課税状況と家計急変後1年間の年収見込に応じて決定します。

#### 高等学校

収入区分（保護者全員の合算） 上段：年収目安 （下段：所得確認基準額※）		軽減金額（年額） 上段：臨時特別補助額 （下段：国就学支援金と合わせた授業料軽減額）		
前年収入	家計急変後の 収入見込	兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府、岡山県、鳥取県、 滋賀県、奈良県、和歌山県、 徳島県内の私立高等学校
590万円未満程度 (154,500円未満)	—	対象外 ※授業料軽減補助金一般分を適用します。		
730万円未満程度 (217,700円未満)	590万円未満程度 (154,500円未満)	289,200円 (408,000円)	144,600円 (263,400円)	72,300円 (191,100円)
910万円未満程度 (304,200円未満)	730万円未満程度 (217,700円未満)	100,000円 (218,800円)	50,000円 (168,800円)	25,000円 (143,800円)
910万円以上 (304,200円以上)	910万円未満程度 (304,200円未満)	168,800円 (168,800円)	84,400円 (84,400円)	42,200円 (42,200円)

#### 小・中学校

収入区分（保護者全員の合算） 上段：年収目安 （下段：所得確認基準額※）		軽減金額（年額）
前年収入	家計急変後の収入見込	
590万円未満程度 (154,500円未満) ※前年収入非課税の 場合は事務へ確認	所得確認基準額が前 年を下回ること	289,200円
730万円未満程度 (217,700円未満)	590万円未満程度 (154,500円未満)	289,200円
910万円未満程度 (304,200円未満)	730万円未満程度 (217,700円未満)	100,000円
910万円以上程度 (304,200円以上)	910万円未満程度 (304,200円未満)	100,000円

※中学校で前年収入非課税の場合は要件を学園事務室までお問い合わせください。

※急変後1年間の収入見込額が前年収入区分と同じ区分になる場合は対象外です。